

総務産業委員会報告書

平成28年10月31日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 山本恒道

平成28年10月31日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第115号 旧アルファビゼン問題解明推進委員会条例の制定について	否決	なし

総務産業委員会記録

招集日時	平成28年10月31日（月）	本会議休憩中			
開議・閉議	午前10時15分	開会	～	午後1時18分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第7回臨時会）の開催			
出席委員	委員長	山本恒道	副委員長	森本洋子	
	委員	田原隆雄		尾川直行	
		津島 誠		守井秀龍	
		石原和人			
欠席委員		なし			
遅参委員		なし			
早退委員		なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠			
	委員外議員	なし			
	紹介議員	なし			
	参考人	なし			
説明員	市長室長	今脇誠司	秘書広報課長	藤田政宣	
	総合政策部長	佐藤行弘	総務課長	石原史章	
傍聴者	議員	橋本逸夫	掛谷 繁	川崎輝通	
		山本 成			
	報道関係	6社			
	一般傍聴	7人			
審査記録	次のとおり				

午前10時15分 開会

○**山本委員長** ただいま御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、先ほど本会議で付託されました議案第115号旧アルファビゼン問題解明推進委員会条例の制定についての審査を行います。

議案全体で質疑のある方は挙手をお願いします。

○**守井委員** 一番重要なのは条例の設置目的が沿うておるかどうかだと思うんですけども、この第1条を読むと2点あるんじゃないかと思うんですが、見解をお聞きしたい。

1つは、旧アルファビゼンにおける電線等の盗難事件の早期解決に寄与するという。それからもう一つは、経費を算出する際に重要となる損害を明確にすると、この2点にあると私は思えるんですが、執行部はどうお考えかお聞きかせ願います。

○**佐藤総合政策部長** 先ほど市長からも答弁をいたしましたとおり、この委員会を設置する必要は全くないというふうに考えております。

その1点目であります。この設置目的に書いております盗難事件の早期解決は刑事事件でありますし市の業務ではないということ。それから、損害額の算出につきましては、予算も可決されており来月には発注する予定で準備を進めております。ということで、この委員会の設置をする必要は全くないというふうに考えております。

○**守井委員** そういう考え方の根拠というのをる意見書の中で述べておられます地方自治とはいかなるものか、その根拠法は何かというようなところかと思うんですけども。

条例は第14条第1項で規定されているというようなことで、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。第2条2項、普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。その中で、この条例については地域における事務に該当しないというお考えでしょうか。

○**佐藤総合政策部長** これも意見書に書いていますとおりでございます。委員がおっしゃるとおりでございます。

○**守井委員** 先ほど意見陳述された方が、被害額の算定はまだ新しい情報として知り得なかったので条例に反映できなかったというお話をしておられましたけれども、市長から11月に委託予定であるというようなことだったんですけど、それは間違いありませんか。

○**佐藤総合政策部長** 先ほど市長が答弁しましたとおり、来月11月には発注する予定でございます。

○**田原委員** 今回の条例案、それから一連の直接請求っていうのは、恐らく備前市始まって以来でしょうし、全国的にも例を見ない案件だと思います。そういう意味で委員長、ちょっと時間がかかりますが、逐条的にしっかり議論させていただきたいんですがよろしくお聞きしたいと思います。

まず第1点の、先ほど設置目的云々ということではいろいろ言うとりますけれども、今回の一連の市民運動の目的は、市有財産が損なわれているということに対して、それを早く解決して正常な市政に戻して、備前市の中心街の活性化に寄与しようというのが本来の目的であろうかと思うんです。そういうことについて執行部側は、この事件を早く解決しようという意図があるのか、ないのかをまずお尋ねしたいんですがいかがですか。この事件を早く解決しませんかという意図があるのか、ないのかということをお尋ねしとんです。

○佐藤総合政策部長 事件の解決につきましてはもちろん望むところですが、この条例案とは特に関係のないお話ではないかなとは思いますが。

○田原委員 それは違う。そのために条例案を設置しようという提案なんよ。そして、1,400名からの住民がそれを望んで条例を提案してきとるわけ。それを執行部は必要ないという意見書をつけてこの条例を提案してきとるわけ。私は必要があると思う。本当は市長に聞きたいんだけど、所管の委員は聞いたらあかんというからここで聞かせてもらいよん。市長の代理でしっかり答えてください。

○佐藤総合政策部長 この事件の解決が必要であるかという委員の御質問については、もちろんそういうふうにしていただきたいという答弁はさせていただきました。

○田原委員 それでは、今回法令に反するとかふさわしくないとかという意見が随所に出てくるんだけど、一般の市民の素朴な質問、声が今こういう形で直接請求で出てきているわけ。それで、不備があれば行政指導するべきなんよ。そやから、必要がないという意見をつけて上程してきとるわけ。早く解決しましょうというような趣旨が、少なくともこの意見書の中にあられてない。それについてはどうですか。質問の趣旨がわかりませんか。早く犯人を捕まえてこの事件を解決しましょうということについては、執行部も同意なんですよ。

○佐藤総合政策部長 盗難事件の解決については、早くしていただきたいということでございます。

○田原委員 なら、住民が素朴な形で出している条例案について不備があれば、ここはこう直したほうがいいんじゃないですかと、こう直した形で条例を制定されてはどうですかという行政指導なり意見書があってもいいんじゃないかということを知っているんです。わかりませんか。全く意味がないのか、こういうところはこういうことに変えて皆さんと一緒に犯人追及、早期解決しましょうやという意見書ならいいけども、単なる反対、反対、意味がない、意味がないじゃあおかしいんじゃないかということを知っているんです。

○佐藤総合政策部長 この条例案につきましては、長は意見をつけるのみで修正をすることはできないとされております。したがって、出されました条例案をそのまま提案したということでございます。

○田原委員 例えば具体的な別表の反映にしてもそうじゃないですか。この別表は、請求者の皆さん方は市が公表しているホームページをもとにつくられた別表のようです。なら、意見書にはこのホームページを直したのが8月15日ですか、市民の皆さんに公表したのは。そりゃ議会は

知っていますよ、条例案を審議したんですから。しかし、一般の市民の人たちは8月15日まで皆さん知らないわけです。知らない条例でつくったことを法律に反するなんていうことを意見書で出すというのはおかしいよ。こういう話はこういうふうに直したなら受け入れられますよというようなことなら理解できるけど、頭から賛成しない、反対だということを趣旨にこの意見書はつくっているんじゃないかということを知っています。

○佐藤総合政策部長 これも直接請求に係る条例案の規定上の不備です。不備につきましても、長としては意見書の中でその旨を指摘するというにとどまるというふうにされております。

○田原委員 余りこういう条例をつくってもらいたくないということが趣旨の意見書だということがよくわかりました。

それじゃあ、逐条的に尋ねたいと思います。

まず第1点は、条例の必要性の項についての疑問で、第1条設置目的、先ほどからもいろいろな話をされておりましたが、盗難事件は刑事事件であり市の処理すべき地域の事務でないということを書かれていますが、意見書の1で経緯、経過の説明のとおり、備前市中心街に設置し、合併後10年、備前市活性化のためにさまざまな努力をされてきたんです、アルファビゼンについては、そうでしょ。議会も執行部も一緒に考えてきました。その中で、今後の備前市の市政運営に大きく寄与する建物なんです。それを早く解決せんといかんじゃないですか。それが地域に存在しない事務ですか。いかがですか、この解決について。

○佐藤総合政策部長 地域の事務でないということですが、これは市の行う事務ではないということですが。

○田原委員 それで、先ほどから耳ざわりな話があるんですけど、事件は警察が解決するものだ、当たり前なことじゃないですか。百条委員会が設置されているいろいろ調べても、百条委員会、議会が事件解決できません。議会が解決せんといかんのは、市民の財産を保全、損害賠償していかんといかん。民事事件なんです。刑事事件であり、民事事件が絡んだらじゃないですか。何で刑事事件にこだわる。私たち、あなたたちも、市民の財産を守っていかんといかん。民事のことについて力いっぱい勉強せんといかんのやないですか、いかがですか。関係ない。

○佐藤総合政策部長 盗難事件の早期解決ということにつきましては、これは刑事事件であるというふうに理解しております。

○田原委員 だから、この委員会の設置目的をよく読んでください。警察に犯人を逮捕しましょうということを書いてないじゃないですか。何とか損害賠償を含めて市の財産を保全し、市の活性化のために寄与しましょう、そのために私たちのお手伝いはありませんかということが目的の趣旨じゃないですか、私はそう読めますよ。あなたたちは、最初からこれを否決しようとする反対意見の中でつくるからそういうようなことができるんです。

例えば、もう次の項に入りますが、被害届や告訴状を提出し捜査権を持たない市として何もできないんだと、委員会としても何もできんじゃないですかということが反対趣旨じゃなかったですか。そんなことないです、いっぱいあると思います。立て看板つくるなり、チラシを配るな

り、懸賞金を出すなり、そんなこと百条委員会じゃできませんよ。ところが、この委員会でいろいろな皆さん方から組織された委員会が、そういうことを提案したらできるんじゃないの。私はいっぱいできると思う。ほんまに何もできんと思う。何もしてないんじゃない、してないから言うよ。してないから百条も立ち上げたし、してないから市民から直接請求が来たんよ。反論があったらどうぞ。

○佐藤総合政策部長 事件の解決につきましては、刑事事件でありまして、被害届も出し告訴状も提出しております。それから、犯人逮捕に向けて資料提供も現場調査への協力も行っておりますので……。

〔「してないがな」と田原委員発言する〕

早期解決に向けた動きとしてできることはないというふうに考えております。

○田原委員 してないがな。犯行現場すら見せてないじゃないの。

それから、予算を9月の議会に出したと言われるけど、私は5年間ずっと被害額を算出しましょうやということを言い続けてきたじゃないの。それを今まで市長は、泥棒が捕まったら、犯人がわかたら初めて調査をします、そして犯人に請求するんだということを言い続けてきました。どうですか、聞いてください。何遍もそう言うてきとるやろ。休憩、事務局に確認して。

○山本委員長 それでは、休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○山本委員長 それでは、会議を再開します。

○田原委員 そう言うてきたんです、何回も。それで、今回百条委員会が立ち上がりました。立ち上がったと同時に、時効は29年1月25日ですということをぽっと初めて発表しました。予算を9月に出しました。11月に被害額を算定します。11月に発注するの。いつその成果が出るん。出るまでに時効が成立してしまうんじゃないん。何でこの時期いきなりそんなことを出してきたわけ。もう泥棒が捕まえられない、そういう中で出してきた予算じゃないの、これは。そういう欺瞞性がある、あなたたちに。何でこの際いきなり出してきた、その提案理由を。私が5年間言い続けたから、もう何とか協力してやろうということを出してきた予算かな。

○佐藤総合政策部長 被害額の算定について算出するというので、9月議会に予算を計上し、来月11月に発注する予定でございます。

○田原委員 その成果が出るのはいつですか。

○佐藤総合政策部長 これから発注いたしますので、成果がいつごろできるかということにつきましては今のところわかりません。

○津島委員 そもそもこの地方自治法第74条第3項の規定に基づく意見書は、市長単独で書かれたものか、佐藤政策部長とよく膝を交えて相談されたもんか、いかがですか。

○佐藤総合政策部長 この意見書につきましては、市として提出したものでございます。

○津島委員 それじゃあ、さっき部長がおっしゃられた3番目の犯人逮捕に向けた資料提供とい

うのは何でしたか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤総合政策部長 これは、市から警察へ提供した資料ということであります。

○津島委員 その次に、現場調査への協力というのはどういうことをされたんでしょうか。

○佐藤総合政策部長 警察の方が現場へ入って調査をするということに対して協力をしたということでございます。

○津島委員 私は、昨年4月9日にちょっと入って犯行現場の写真を撮らせてもろうたんですけど、先月でしたか、百条委員会で入ったときと相当現場が違つとんです。特に天井の電線が垂れ下がったのが一カ所もないと。きれいにふたをされとるような気がするんですけど、鍵を持つとんのは市しかおらんはずですけど、部長は一切関係ないですか。

○佐藤総合政策部長 その件につきましては、わかりません。

○津島委員 既に警察に被害届、そりゃあわかっとんです。被害発見から4カ月後、私が一般質問で市長に問いただすと、私は当時はぎょうさん何やかんや仕事をぎょうさんしょうって、そねえな被害届は担当に任せとるからせなんだんじゃという答弁があったんですけど、その被害届と告訴状は我々が全会一致で決議して、恐らく仕方なしに警察に告訴状を出したような気がするんですけど、その告訴状の中身を見せてほしいといっても市はかたくなに拒否されとんです。市の方針の理由、それから私も長い間議会へ出させてもろうとんですけど、市長が質疑に答弁するのあんまり、大抵担当者が答弁するんですけど、きょうは市長がみずからええ答弁をさりょうったんですけど。この意見書について執行部の方とよく話し合いをしてないんじゃないんかというので質問をさせていただきました。

○山本委員長 答弁はいいですか。

○津島委員 ええ。

○田原委員 第2条の第1項、目撃情報等の情報提供の呼びかけについて、これは警察ですべきじゃないかということを意見書に書いているんです。先ほど意見陳述人の行吉氏の意見陳述書がありました。そういう中で重大な発言があるんです。盗み出したのは絶対夜じゃないんだというような、付近の人たちからの情報が入っているわけ。それで、さきの百条委員会の幹事会でも私はこれを提案させてもらったんです。付近の皆さんの情報提供をお願いしてはどうかと。区長さんなり商店会さんなり、常にアルファについて陳情や要望を出してくる皆さん方に、逆に情報提供をお願いしてはどうかという、そのことを出そうとしたんです。ところが、御案内のように百条委員会は全会一致で設置されている委員会ではありません。百条委員会は反対される人たちも幹事会に入っていて、それが、はっきり言って阻止されているんです。異論があったら言ってください。そういうことは百条にそぐわないという意見があるんです、幹事会の中で、百条委員会のです。なら、この設置する委員会の中で広く情報を求めると。意見陳述人の話にもあった市の広報を使ったり、庁舎にポスターを張ったり、そういうような情報提供をお願いするのもこの委員会の主要な目的じゃないですかということが言われてたじゃない。それについてどう思われますか。これでも意味がないと思われる。

○佐藤総合政策部長 情報があれば、すぐにでも警察に提供していただくということが本来の姿であるということでもあります。

○田原委員 だから、警察は敷居が高いんじゃないから、委員会で言うたり情報を求めたら市を介して、市は一生懸命警察に協力するというてさっき言よったやない。資料提供を一生懸命協力するというて言よったじゃないの。警察は行きにくいけれども、佐藤さんには言いやすいんよ。身近な議員には言いやすいんです。市民代表の人たちには言いやすいんです。そういう情報をそっくり警察へ届けてあげるのも協力の一つじゃないの。それも無意味というふうに市は認定されるわけ。

○佐藤総合政策部長 重ねての答弁になりますが、情報があればすぐにでも警察に提供するのが本来の姿であるということでございます。

○田原委員 それは、市民にそれを要求しているわけ。市民に市はそういうふうに要求するわけ。

○佐藤総合政策部長 また重ねての答弁になりますが、情報があればすぐにでも警察に提供していただくということでもあります。

○田原委員 それは、市民に要求されるんですか言よんです。

○佐藤総合政策部長 これも重ねてになりますけれども、情報があればすぐにでも警察に提供するというのが本来の姿であります。

○田原委員 答弁になっていません。

じゃあね、そんなら次の広報で、情報があれば直ちに警察へ通報してくださいという広報をされたらいかがですか。これはできるでしょう。市がそういう姿勢なんじゃから。議員や何かにならずに直接備前署へそういう情報をどんどん持って行ってあげてくださいという広報をしてください。いかがですか、できるでしょう、それは、できますね。

○佐藤総合政策部長 それにつきましては、今後検討いたします。

○田原委員 ぜひしっかり検討してください。

次に、先ほどの意見陳述の中で9月11日の見学会については、十分でないという意見もありました。私もそう思います。一般質問で2度も3度もこの件について取り上げましたが、備前市はあれで十分だというふうに思われていますか。

○佐藤総合政策部長 市民見学会を開催したということでございます。

○田原委員 市民見学会です。それで、1階、2階のフロアを中心に見せて、電気の配電盤とかそういうところについては1階にも2階にもありますが、そこも見せなかった、そうでしたね。そういう中で、2,300名の署名で内部を公開してほしいという陳情書が出てるといふふうに聞いているんですが、それは事実ですか。それに基づいて9月11日に公開したんじゃないかな。

○佐藤総合政策部長 9月11日に市民見学会を開催したということございまして、そのことだけでございます。

○田原委員 2, 300名の署名が添付された公開の要望書が出ているか、出てないかというのはいかがですか。知らないわけ。

○佐藤総合政策部長 その件については、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○田原委員 2, 300名の署名が来とるのを総合政策部へ届かんのかね。市長室長なんか、秘書広報課長もおるじゃない。そんな事実があったのか、私も確認してない、うわさやから、あったのか、なかったのかぐらいは、市長室長なんかはわかるんじゃないん。出てない。出てない。出てない。出てないとしたら私の勘違いかもしれませんけど。握り潰しかな。ごっついことをするんじゃない、あんたたち。休憩。

〔「ちょっと調べてもらやあええ」と呼ぶ者あり〕

ちょっと調べて。

○山本委員長 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時02分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○佐藤総合政策部長 先ほど、田原委員からお尋ねがありました要望書については、提出がなされております。

○田原委員 かなり慎重に対応されたようですが、そういうような要望書はどういうふうに処理されて、どこが保管してるわけ。

○佐藤総合政策部長 要望書につきましては、今でしたら施設建設・再編課で保管しております。

○田原委員 9月11日の見学会は、少なくとも2, 300名からの市民の要望に基づいてされたんだろうというふうに思っています。そういう中で、9月11日の見学会で、もう既に十分、その2, 300名の要望に答えているんだということなんですよ、今の市側の受けとめ方は。いかがですか。

○佐藤総合政策部長 9月11日に市民見学会を開催いたしました。

○田原委員 したのはわかっとなんじや。それで、その2, 300名の市民に対して真摯に答えた結果があの見学会ですかということ聞きよん。

○佐藤総合政策部長 要望をお受けして開催したかということとそれとは関係なく、市としては見学会を開催したということでございます。

○田原委員 関係なくされたということは、まず2, 300名の要望に答えてないということなんです。

それで、百条も見せてもらいました。あなたたちはマスコミの立ち入りを拒否しました。警察が言うのと違うけど、別に警察が積極的に見せるなと言うたわけじゃなかったじゃないですか。それも百条で明らかになったじゃないですか。市の判断で見せなかった。それで、警察は少なくとも百条の刑事課長の陳述では、不特定多数には見せることはできれば差し控えていただき

たいという希望的な要望だったというように私は受けとめました。ところが、今回は後ほど委員の選任についても出てくるわけですが、ほんの限られた人たちなんです、それも市民の代表の。そういう人たちに現場を見せること、見てもらうことにも、私は意義があるんじゃないかと思うんです。その人たちに見せることも意義なしと思われませんか。

○佐藤総合政策部長 警察のほうからは、捜査上の支障があるので現場を不特定多数の方にお見せすることについては控えていただきたいという協力要請をいただいておりますので、それをお受けして不特定多数の方にお見せするという事はしておりません。

○田原委員 今回の新たにできる委員会の委員に見せることも拒否しているというふうに思われますか、いかがですか。

○佐藤総合政策部長 その件については今後検討いたします。

○田原委員 検討しなければいけないようなことなんですから、やっぱりぜひこれは推進するべきだと。だから、設置に意義があるというふうに私は断言します。

続いて、次に行きます。

第3条組織の件の項に入りたいと思います。

市議会推薦3名、市長推薦3名、それから条例の制定直接請求代表者推薦4名について、地方自治法202条の3、執行機関の附属機関、委員の任命は執行機関の長と、すなわち市長にあるというようなことです。それで、この意見書では、これが市長の任命権を不当に制約しているという指摘があるんですが、この条例案では、これはそれぞれのところからの推薦なんです。任命するようになってないです。推薦をすることにすら、市長の任命権を不当に制約しているということに当たりますか。私の常識では、こうせいと言うたら問題はあるけども推薦するんでしょう。監査委員で今もめていますけど、監査委員もあれも推薦なんです。最終的には市長が決めるという言うたじゃないですか、監査委員の任命について。議会側から選ぶ、議会からは推薦。しかし、私の思う人が選ばれてないから提案しないんだと。提案しない権限を市長は今乱用してるじゃないですか。私たちは推薦しているだけよ。決めるのは市長よ。どこの法の第何条、第何項に触れるわけ、任命権の侵害が。

○佐藤総合政策部長 この条例案では、推薦された方を委嘱することになります。それは、市長の任命の権限を不当に制約しているということと考えております。これにつきましては、地方自治法第202条の3の第3項、附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとするとあります。こちらのほうに抵触するというふうに考えております。

○田原委員 そうなりません。推薦するだけなんです。任命は後で市長がするんです。議会が誰々をと言うても、それを拒否するというか任命権は市長にあるわけだから。また、代表者の人たちが、こういう人をということで推薦してもその人を即任命する必要はないはずで。任命権は市長にあるわけだから。だから、不当に制約はしてない。弁護士さんに聞いてみられ。どの弁護士さんと相談したか知らんけど。

○佐藤総合政策部長 この条例案では、先ほども答弁いたしました、推薦された方を委嘱することとなります。それは、市長の任命の権限を不当に制約していると考えておりますということでございます。

○田原委員 私はそう読めるのですが、それでは私が言っている趣旨に合うために、どういうふうに修正したらこの議案が法に適したものになりますか。この条例だったら推薦した者を即任命せんといかんということが任命権を侵害するという答弁でしょう。じゃあ、この条文をどう直したら私の言っている条文になりますか。私は法的知識がないから、あなたたちはそれで飯食ったんじゃから、こういうふうに直したらええんじゃないのという行政指導をしてください。私たちは、必要があれば修正案を出しますから。あなたたちが言うように修正します。あくまでも推薦の範囲だから、あとは市長が任命すんだから問題ありませんよというのが私の解釈。

○佐藤総合政策部長 市としてはその件についてはお答えしかねます。

〔「おかしいことを言うなあ」と呼ぶ者あり〕

○田原委員 そりゃあかんわ。私たちもうすぐ賛否とらんといかんのです。違法ならまずいから、違法は直そうとしょんじゃから、こういうふうにしたほうがいいんじゃないのという行政指導をしてくださいよ。

○佐藤総合政策部長 重ねての答弁になりますが、市としてはお答えしかねます。

○田原委員 議論にならんじゃないの。

次に行きます。

次は、附属機関の件で、138条の4、3項によって、附属機関の設立ということになっていますが、どなたかの意見陳述にもありましたように、今世の中の流れは市民の意見を多く聞きましょうということで、市もパブリックコメントをどうのこうのということを結構やっとならないですか。そういう中で、総務省の通達だろうと思うんですが、全国各地に委員を公募するとか、女性枠を設けるとか、年齢枠を設けるとか、そういうようなことをしっかり組んだ条例をつくっています。そんな例がいっぱいあります。インターネットで調べても結構ありました。だから、推薦枠を設けた条例をつくることに何ら法的に抵触するところはありません。どこが抵触するわけ。委員長そういうことです。別に、推薦することについては法的に抵触することは一切ありません。答弁ようせんのじゃから。

○佐藤総合政策部長 それも先ほどお答えした内容と同じだとは思いますが、推薦された方を委嘱することとさせていただきますので、それは市長の任命の権限を不当に制約しているというふうに考えているということとさせていただきます。

○田原委員 138条の4、それから202条の3の附属機関の設置についてということですけど、これでは、要するに条例で決めなさいというふうになっているだけなんです。だから、ここにも兵庫県の三田市の附属機関だとか、明石市にもあるし、西宮市にもあるし、旭川市にもあるし。皆それぞれいろいろな枠を決めて、それぞれの中から選ぶということが条例で決められて、それに基づいて市長が任命しているわけ。ですから、こういう枠を、少なくとも条例で決めさせ

すりゃあ構わんの。何にも法に抵触してない。私はそう読んだ、全国の例から見て。私の拙い、たった40年間の地方議会での経験ですけど。市長に任命権があるとしたら、議会には議案の提案権も議決権もあるわけです。ですから、この条例を議決する権利も議会にはある。私たちもあるわけ。あとはここにおられる議員さんが、それでもやっぱり市長の言う、反対するということ贯穿れるのか、法的に問題がないのであれば、直接請求で提案された議案については肅々と不適切なところは修正しながら民主主義を貫いていくということ賛成するかというのは、議会の表決を待ちますけど。間違うとったところがあつたら困るから今、法律に反するところをどういうふうに反するか教えてくださいというてお願いしとんのに答えてくれん。

○佐藤総合政策部長 先ほどと重なった答弁になりますけれども、市長が推薦された方を委嘱するというのでございますので、それは市長の任命の権限を不当に制約しているということでございます。

○田原委員 そうはならん言うん。議会が推薦しとる人の名前まで出してないよ。枠を下さいと言つとるわけじゃない。何がその侵害になるん。法的根拠を教えて。そんなに市長さんは、言うたことを皆さん素直に受け取ってくれるの。議会が推薦したらその人をそのまま任命してくれる。市民団体が推薦した人をそのまま任命してくれますか。

○佐藤総合政策部長 何度も重ねた答弁になりますけれども、推薦された方を委嘱するという条例でありますので、これについては市長の任命の権限を不当に制約しているということでございます。

〔「次行こう、次」と呼ぶ者あり〕

○石原委員 朝から、この議案が出た瞬間からですけども、今でも思いをめぐらせて悩んでおるところです。ちょっと確認なんですけれども、今回出されておる条例案に添付された署名は何名でしたか。

○佐藤総合政策部長 人数については、確認させていただきたいと思います。

○石原委員 千数百名というようなところでしょうけれども、この方々には僕の近い方、それから友人であったりというところも大勢含まれております。だからこそ、しっかり判断をしてくかねばならんというふうに考えております。

それから、これも確認ですけども、先ほどから議論になっております市長より出されておる意見書でございますが、こちらについては弁護士を交えてこういう形に仕上げたということよろしいですか。

○佐藤総合政策部長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○石原委員 それから、この意見書の中に法に反するという表現が3つ、4つ出てくるわけですが、おおむね何カ所かは法に反すると考えておりますというような表現をされております。それから、冒頭のところも、法を逸脱しており制定することができないと考えておりますということです。1カ所だけ、設置は不要かつ法に反していますという断定をされとる箇所が8ページの中段の下、2点目についてございます。この表現の違いについて御説明いただければと思うんです

けど。

○佐藤総合政策部長 法に反していると断定している箇所と、そうではない箇所があるということなんですけれども、基本的に法に反しているということを念頭に置いてここは書いております。

○石原委員 それから、先ほど来の往々の議論を聞いておっても、これを推し進めるべきと捉える議員側と、市長並びに執行部の意識、見識の違いは、なかなか平行線という状況でありましょうけれども。先ほど本会議の質疑のやりとりで、答弁の中に市長が議員側から投げかけられた、仮にこの条例が可決された場合に、市当局はどういう対応をされますかという問いに、法に従い対応を検討していくという表現でお答えになりました。この法に従い対応を検討していくこととはどういうことを想定されるのか、御説明いただければと思います。

〔「市長じゃねえとわからんわ」と呼ぶ者あり〕

○佐藤総合政策部長 市長がお答えしたとおり、地方自治法にのっとり、その対応については検討していくということでございます。

○石原委員 この条例がもし仮に可決という議会としての意思表示がなされたことに対して、市長並びに執行部側がどういう対応をとられるのか、どういった法のどういうところから従って対応されるのか、検討されるのか御説明いただければと思うんですが。

○佐藤総合政策部長 地方自治法にのっとり対応を検討していくわけですが、その場合にはいろいろな方法があると思いますので、そこについては今後検討したいということでございます。

それから、先ほど署名の方の人数をお尋ねでありましたけれども、総数で1,446人。有効が1,340人となっております。

○石原委員 もろもろの問題点を上げておられますけれども、そもそもがこの条例案が求めておる第2条のところですか、所管事務。どういう目的のためにこの委員会を設置して進めていきたいと思いますという第2条の所管事務のところを市当局は大いに問題視されとる感じております。

例えばですが、情報提供の呼びかけ等がこの条例案の中では真っ先に目的、所管事務として上がっておるわけですが、こちらについては警察がすべきことであって市が行う事務ではないというようなお考え。それから、損害額の算定についても予算がつけられて来月11月ですか、手続が行われるということ。それから、4番目についても、市民視察会のあり方、先ほどもありましたけれども、また見解も違ったり、そのあたりもどう捉えておるんかということ。

そもそも所管事務、大きな目的の部分を市当局並びに市長が問題視をされるのであれば、修正の話もあつたんですけれども、好ましい形に修正しての可決というのも一つの手法で考えられるとは思いますが、この根幹をなす部分について市当局、市長側が問題視をしておる、法に反しておる、設置の意味がないという捉え方をしとんで、本当にこの部分を修正することは議員、委員会といえなかなか厳しい面もあるんじゃないかと。請求者の方の意思また署名された方の意思もここが一番重要な部分ですんで、ここに手を加えることはなかなかできないんじゃない

かというふうにも感じております。

先ほど法に沿って対応を考えていくということだったんですけれども、一つ考えられるのは、これも特殊な条例案ですけれども、市長が提案をされるわけですが、市長としては大いに問題があるんで条例を制定すべきではないという御意見を持っての提案であります。そういうことがもし仮に可決された場合に、今ちょっと具体的な御説明なかったんで推測なんですけれども、例えば再議にかけたりということが可能なのかどうか僕もわからんんですけれども、そういうことも起こり得るんじゃないかなというふうにも想定します。それから、もし仮に議決が違法であれば、たしか法第176条で21日以内でしたか、その期間内であれば県知事に審査を申し出ることができる。それから後、どれぐらいの期間を経て審査が行われるのかわかりませんが、恐らくしばらくの期間を要して重大な審査がなされる。その審査結果に対して議会側また市長が不服とすれば、その後60日以内に今度は裁判に出訴することができるということで、本当に最悪の場合を考えた場合にはそういう形で、市民がせっかく思いを持って立ち上がろうとしていることに対して議決すること、また進んでいこうという中で、そうやって互いが争うような形になり得ることも考えられます、もしかすると。そうなりますと、期間と時間と手間と労力をずっと延々とかけていって争いが続いていく。そのことによって、僕は本来住民の、市民の皆さんが署名をされた方、僕の身内も署名をしています、そういう方も含めてそういう時間的なロスであったり争いが起こることで、かえって市民が求めておる本来の目的から逸脱してしまうという可能性もあるんじゃないか。もし仮にこういう事柄で係争中になりますと、ここで求めておるような情報提供であったり、施設の公開であったり、被害額の算定であったり、重要なポイントも余計に執行部側に何かを尋ねても、いや今係争中ですんで具体的なコメントは差し控えますというようなことが延々と続くことも想定されますんで、そこは本当に難しいところで思案するわけです。

一つお尋ねなんですけれども、この件に関してはこの後採決になりますが、市側として行うべき事務も限定されるわけですが、例えばこういう市民からの訴えを鑑みて市独自に可能な範囲でプロジェクトチームのようなものを立ち上げていって、逆にもう執行部側、市役所側から市民の皆さんも加わっていただいて、議会の皆さんからも幾らか協力いただいて、事件解決に向かっていきましょうというような流れにはなり得ませんか。もし仮に、この条例案が否決された場合には、いかがでしょうか。

○佐藤総合政策部長 そのような組織を市が立ち上げるかどうかということについては、今のところその検討もいたしておりませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○石原委員 それから、情報提供に向けてですが、先ほど広報でのPRも今後検討していくということだったんですけれども、その他の手法、例えば看板設置であったり、それからいろんな掲示物、そういったものを市内に設置して呼びかけていく、そういうようなことはいかがでしょうか。

○佐藤総合政策部長 それも今お答えしたと同じ答えになりますけれども、今後検討いたしま

す。今この場でお答えする内容はございません。

○森本副委員長 市の意見書の8ページの一番上の部分です。

2条のことについて書かれているんですけども、前項によって寄せられた情報の取りまとめと評価という部分なんですけど、どなたも質問もされていないのでさせていただきます。

これを私が読ませていただいたときは、本当に危ういものを感じました。先ほど請求者の方もお話の中で言われていましたが、信用できない情報やまたガセネタも上がってくるかもしれないというふうに言われていました。確かにそのとおりだと思います。どういう情報が上がってくるかわからない状況で、また個人名や団体名や企業の特定ができる情報や、また名前そのものが出てきた場合、それを公、一応5条のところでは、この委員会は原則公開だというふうにも記されています。そういうものが上がってきた場合に、上がってきた方の人権にもかかわってくると思うんですけども、こういう情報が上がってきた場合はすぐに警察に通報する、届け出るのが市民としての常識であり、当たり前の姿だというふうに私も思っております。だから、この文面をさらっと意見書には書かれているんですけども、市としてはこれをどういうふうに考えておられるのか、もう少し詳しく具体的に御説明ください。正直に申し上げまして、これが実名でこの公の場で上がってくるということになった場合に、その情報が公開されて流れるということですから、一度流れた情報は間違いであれ正しくあれ、それは取り戻すには本当に大変なことだと思います。私は、この点本当に危惧しております。市民の方の人権を守るのも、委員の、議員の務めだというふうに考えておりますので、その点どう市としては考えておられるのか御説明ください。

○佐藤総合政策部長 情報については、取りまとめはせずにそのまま警察に届け出ることが必要であるというふうに考えております。個人情報の保護ということは、もちろん必要であるというふうに思います。

○森本副委員長 私もそのように考えております。だから、今までのいろんな事件があって、捜査解決に向けて情報提供を呼びかけるっていう事案は全国どこでもありますけれども、やはりその情報の提供先は捜査本部が置かれている警察署であって、私自身は設置を検討されている委員会でも検討すべき事項ではないかなというふうに考えておりますので。答弁はいいです。

○守井委員 この条例の第2条、第3条関係ということで別表があるんですが、なかなか適宜変えていかなければいけないということで、情報を全部関知してないというところだったと思うんですけども。3点か4点か、今最新の条例から脱落しとるようなところがあるという感じなんですけれども。その別表が、これとセットで上がってきておるといようなことで、そのあたりはこの条例はどんなんでしょうか。

○佐藤総合政策部長 この条例案がどうかということについては、市としては発言を差し控えさせていただきます。

○田原委員 森本さんの意見、もつともだと思うんですが、出てきた情報をこの委員会で討議することじゃなしに、情報を呼びかけるということがこの趣旨じゃないんですか。そやか

ら、もちろん百条委員会にしたって秘密会にして人権には配慮するという事なんです。情報を呼びかけて、法に抵触しそうなことであれば秘密会にしてすればいいことですから。その情報提供は執行部へ届くんでしょから。委員会へ直接来るわけじゃないんでしょから、その辺はあんばいできるんじゃないですか。

○森本副委員長 請求者の方のお話の中で、ガセネタ等とか精査して、その情報をまとめて届けるっていうお話があったので、私としてはこの委員会の場でそういう情報を精査されるというふうに受けとめました。

○田原委員 百条委員会と違って委員会っていうのを恐らく、情報は全て執行部が持っているわけですから。委員会に直接出てくるわけじゃないんで、その辺は提案側が委員会が立ち上がった場合、市長が所管する委員会ですから。その議会側としては何人かを推薦したいということで、主導権は市長にあるわけですから、それ誤解せんようにせんといかんです。百条と違うわけですから。

○森本副委員長 この条例を見る限りは、そういうふうな文面には私も読み取れませんでしたし、危ういものを感じましたので、この条例に関しての正否を言うならば私は賛成しかねるということでございます。

○田原委員 最後にもう一点だけ、地方自治法の市長の権限っていうのは149条なんです。149条で委員の任命権についてという項はどこにも出てこんのです、残念ながら。さほどこれを盾に任命権の逸脱というのはどうかと思うんで、地方自治法の第何条の何項で市長の任命権というのがあるのかなということです。

○佐藤総合政策部長 地方自治法202条の3に附属機関の職務権限・組織等という項目がございます。こちらの3項に、附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定のあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとするとあります。附属機関の庶務には、委員の任命というところも入ってくるということでございます。

○田原委員 わかりました。それはそれで認めましょう。

ほいじゃあ推薦することを拒否する条項はありますか、どこか。推薦してはいけないという項目はありますか。

○佐藤総合政策部長 この条例案では、推薦された方を委嘱するという事とされておりますので、その件については市長の任命の権限を制約しているということでございます。

○津島委員 市長は、一般質問で私の都合の悪い質問には、あんたとは見解の相違じゃというていう答弁が多いんですけど、きょうのこの話聞きょうと解釈の相違じゃねんかと私は思ってます。

それで、本会議で御三方の素朴な意見を聞いとりますと、委員会はもう何の権限も持ちませんので、私は百条、私ら議会が一生懸命やっとりまうんですけど、市民の協力も得て盗難事件の早期解決じゃなしに解明に向けてぜひ設置していただきたいと思っておりますけど、部長はそれでもこの旧アルファビゼン問題解明推進委員会条例は制定することはできないと言われるのかお答え願えます。

○佐藤総合政策部長 盗難事件の解決については、もちろんしていただきたいというふうに考えておりますけれども、この条例案につきましては地方自治法を逸脱しており制定することはできないと考えておるといふことでございます。

○津島委員 どこが法律に逸脱しているのかを指摘してください。

○佐藤総合政策部長 その件については、この意見書の中に書いているということでございます。

○津島委員 もしうっかりして、この意見書に書いているのが間違ふとつたらどねえなんですか。人間のすることじゃから、弁護士というてもどんな人でも弁護する弁護士もおりますけど、私はどうも合点がいかなのんですけど。

本当に部長は市長がこういう意見書を出されるときに再確認されましたか。

○佐藤総合政策部長 市としては、この意見書をつくっておるといふことでございます。

○田原委員 何ぼ言うても平行線なんで、ちょっと修正箇所があると思うんで、休憩をして修正案を出したいと思うんで、暫時休憩をお願いしたいんですけど。

○山本委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時01分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○石原委員 委員会が再開されたところで、審査に向けての改めての提案なんですけど、今、修正案も出されての審査になるわけですけども、今出てきとる市側からの意見書も、ある弁護士の御意見だとは思ふんですけれども、どういうところが本当に問題があったり、そういう捉え方をされたりというようなところ、それから可能な範囲で少しでも請求者、署名された方の意に沿うような形で、市側に誤解を招かぬような形で修正可決等をできないものかというようなところを、きょう性急に結論を出すのではなく、しばらく期間をかけて研究、検討をするよう継続審査としてはいかがなものかということ、御提案なんですけれども。

○山本委員長 石原委員から本案について継続審査という意見があります。

まず、継続審査にするかをお伺いいたします。

○尾川委員 その前に継続審査というたりするのは構わんのんかな。条例の制定で。その辺は、事務取り扱い上。継続審査ができるんならじゃけど。そういう扱いができるんかな。

○山本委員長 できるらしいです。

○田原委員 午前中、始終この意見書案について議論をさせていただきました。そういう中で、継続案という新しい提案も出てきましたが、執行側からどこに法律に反するのか、どれが抵触しているのかということについて一切説明がありませんでした。そういう中で、継続していかがなものかなという感じはします。そういう中で、市民の皆さん方の直接請求による条例案の訂正でありますので、議会は議会としての考え方を出し、それで問題があれば否決されればそれまでだし、否決されれば市民の皆さんの意見を市長の反対意見と同じように否決ということになります。

し。これが通れば通ったで、市長がそれに反対、議会の議決に不服があるのであればそのときに執行部側が考えればいいことであって、私たちは市民の皆さんから出た直接請求による委員会設置条例についての可否については議会が責任を持って意思表示するべきだと思いますので。これ以上議論してもしょうがないんじゃないかなということ、意見陳述者の了解を得られております別表の修正と、施行日が入ってなかったので条例案の様を呈してないので、それを追加した2点について修正をかけて御了解をいただきたいというのが私の修正案の提案です。

○守井委員 25日に上程されて1週間ほどの日数が経過しておるといふようなことで、それぞれ意見を皆さん求めて検討して、きょうも意見書に対する質疑を行ったといふようなことだと思うんで。質疑に対してそれぞれ満足かどうかわかりませんが、回答はいただいておりますといふようなことで採決したらいいんじゃないかなといふふうに思います。修正案が出たのであれば、それに基づいて採決したらいいんじゃないかなと私は思います。

○田原委員 この件については、本来議案を提案したときは、市長の意見書を添付すべき、添付して初めて議案というものが議運に諮られるものなんです。その議運を開くまでに意見書も提示せずにおいて、当日にぽっと意見書を出してきて、それで私たちが徹夜で一生懸命勉強して質問したことに対してまともに答えてくれないというのは大変私は心外だと思うんです。委員長、その辺よう執行部にちゃんとせい言うてください。

○山本委員長 執行部、よろしゅうお願いしますよ、今後は。

それでは、石原委員のほうから継続審査という御意見もあり、まず継続審査とするかどうかをお諮りいたします。

本件について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手少数であります。よって、本件を継続審査とすることは否決されました。

引き続き、審査を行います。

次に、本案について田原委員からの修正案が提出されています。

修正案提出の説明を求めます。

○田原委員 修正案の内容は、意見陳述者にも話がありましたように、別表について3月に条例改正がなされております。その内容は何点かありましたが、それが加味されていないということでありましたので、提案されている別表についてお手元に配付しておりますように、附則としての施行期日は、この条例は公布の日から施行するという内容であります。

それから2点は、別表のいわゆる市の特別職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、次のように改正する。別表中、スポーツ推進審議会日額6,500円をスポーツ審議会委員日額6,500円、及び旧アルファビゼン問題解明推進委員日額6,500円に改める。こういうようなことで趣旨がかなうものと思いますので、その2点について修正したいと思いますので、御了解をお願いしたいと思います。

○山本委員長 田原委員からの説明が終わりました。修正案提出者の説明は終わりました。

これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

○守井委員 原案のところの3ページ、4ページ、5ページ等の項目はほとんどないんですが、これは原本の条例案に、これの一番下の項目が追加されるということでの修正だということで解釈しとってよろしいんでしょうか。

○田原委員 結構です。

休憩。ちょっと休憩。

〔「なんか変わってねえな」と呼ぶ者あり〕

うん、変わってない。

〔「ちょっと待てよ」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時14分 再開

○山本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出案に対する質疑を終了します。

以上で議案第115号に対する全ての質疑を終了します。

これより議案第115号を採決いたします。

なお、採決については、まず修正案について採決を行います。その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除き残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

再度申し上げます。採決については、まず修正案について採決を行います。その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決をいたします。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

それではまず、修正案について採決をします。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、修正案は否決されました。

〔「休憩お願いします」と田原委員発言する〕

〔「できない」と呼ぶ者あり〕

〔「今度は原案に賛否か。原案賛成できまあな。原案に不備があるんじゃないか
らなあ」と田原委員発言する〕

修正案が否決されましたので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔「否決じゃ」と呼ぶ者あり〕

〔「否決です」と呼ぶ者あり〕

挙手少数であります。よって、議案第115号は否決されました。

以上で審査を終了いたします。

皆さん、御苦勞でございました。

委員会を閉会いたします。

午後1時18分 閉会